

千葉市公告第788号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和5年9月11日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

千葉市LED道路照明機器賃貸借（5-1）

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和16年2月28日まで

(4) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和16年2月28日までの120か月間

(5) 納入期限

令和6年2月29日

(6) 納入場所

千葉市緑区域内

(7) 予定価格及び最低制限価格

落札決定後に公表

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は共同企業体又は単独企業とし、(1)又は(2)、及び(3)以降のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 共同企業体に関する事項

令和4・5年度千葉市物品入札参加資格者名簿（業種：リース）に登録されている者を代表企業とし、令和4・5年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿（業種：電気工事）に登録され、電気工事の等級A又はBに格付けの資格を有すると認められている者との共同企業体であること。

なお、共同企業体を構成する場合の構成員数は2者とし、共同企業体の代表企業を入札に参加する代表者とする。かつ(5)及び(6)の要件については、共同企業体の各構成員が分担して要件に適合することで補完し合い、共同企業体としてすべての要件が満たされるようにすること。

(2) 単独企業に関する事項

令和4・5年度千葉市物品入札参加資格者名簿（業種：リース）に登録されている者で、かつ、令和4・5年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿（業種：電気工事）に登録され、電気工事の等級A又はBに格付けの資格を有すると認められている者。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

- イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
  - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
  - キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの
  - ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (4) 共同企業体の構成員又は単独企業は、本案件の他の入札参加者として共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- (5) 電気工事の入札参加の認定者要件
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事の種類のうち、電気工事について同法第3条第1項に定める許可を受けていること。
  - イ 賃貸借期間開始までの間、建設業法第26条に基づき、主任技術者又は監理技術者を配置できる者
- (6) 平成25年度から令和4年度までに以下の実績を有する者。また、共同企業体にあつては、構成員のいずれかが以下の実績を有する者
- ア 物品の賃貸借契約を締結し、履行を完了した実績を有する者
  - イ 道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事、業務委託等の契約を締結し、履行を完了した実績を有する者
- (7) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

### 3 入札担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局建設総務課

電話 043-245-5364

ファクシミリ 043-245-5561

メールアドレス somu.CO@city.chiba.lg.jp

#### 4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、ちば電子調達システムでは、「物品・委託」で検索すること。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領（平成28年10月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

##### (1) 入札参加申請期間

令和5年9月11日（月）の午後1時から令和5年9月15日（金）の午後5時まで

##### (2) 提出資料

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 千葉市LED道路照明機器賃貸借（5-1）協定書
- ウ 委任状（代表企業に入札手続等を委任するもの）
- エ 前記2（5）ア及び（6）を証する書類
- オ 配置技術者届出書

#### 5 設計図書等・入札説明書の交付及び質問回答

##### (1) 設計図書等・入札説明書の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス ([https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L\\_INIT\\_Action.do](https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L_INIT_Action.do)) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、令和5年9月11日（月）の午後1時から令和5年9月27日（水）の正午までとする。

##### (2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

#### 6 入札及び開札

##### (1) 入札期間

令和5年9月21日（木）の午後1時から令和5年9月27日（水）の正午まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

##### (2) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

##### (3) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4

号)を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札保証金 免除 (ただし、千葉市契約規則 (昭和40年千葉市規則第3号) 第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(5) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款 (平成24年4月13日施行) 第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

(6) 開札日時

令和5年9月27日 (水) 中の午後2時00分以降に行う。

(7) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎

## 7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書 (千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号) をファクシミリにより通知する。

## 8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システム

の「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(7)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札が認められた場合は、入札(見積)書(千葉市建設局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号)及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、前記8(3)の再入札通知書に記載する期限までに前記3に、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(3)によるものとする。

## 9 契約条件等

(1) 契約保証金 要(賃貸借料総額の1/10以上。ただし、千葉市契約規則第29条第1号又は第2号に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

前払金 無

毎月払

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。

(3) 積算にあたり、現場確認を希望する場合は、あらかじめ入札担当課へ連絡すること。

(4) 入札金額は賃貸借総額(税抜額)記載のこと。

(賃貸借総額=月額×120か月)

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

なお、リース利息は、消費税相当額の対象の取引としない。

(5) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。